

交野市まちづくり市民提案型事業審査基準

(審査基準)

第1条 交野市まちづくり市民提案型事業選考会議設置要領（以下「要領」という。）第5条に規定する審査基準は、次の表の審査項目によるものとする。 （50点満点）

審査項目	配点	重点 A	重点 B
評価の視点			
①的確性	5	×2	×2
地域課題として市民ニーズを的確に捉えているか			
②効果及び成果	5	×2	×2
地域の課題解決の効果や成果が期待できるか			
③具体性	5	—	—
事業内容及び実施方法は具体的に考えられているか			
④公益性	5	—	—
特定の者だけでなく、地域社会に広く利益が還元されるか			
⑤新規性	5	×2	×1.5
これまでにない発想であり、かつ地域の特徴的な取組と成りえるか			
⑥継続性	5	—	—
安定的かつ実現可能な組織体制となっているか			
⑦妥当性	5	—	—
事業に見合った予算規模となっているか			

2 前項の基準のうち、提案事業が過去に採択されたものでない場合は重点Aを採用し、過去に採択されたことがあるものの場合は重点Bを採用する。

(採点方法)

第2条 採点方法は、提案事業ごとに各委員が次の表の区分により採点する。

区分	評価点
非常に高い	5
高い	4
普通	3
低い	2
非常に低い	1

(選定)

第3条 前条の規定により、委員が採点した結果を基に提案事業ごとに平均点を算出したのち、予算の範囲内で高い順により選定するものとする。

2 前項の規定により評価点が同点の場合は、次の各号に定められた項目について、点数の高い提案事業を選定するものとする。

(1) 第1条の審査項目の①

(2) 前号の規定により評価点が同点の場合は、第2条の審査項目の②の点数の高い提

案事業を選定するものとする。

(3) 前号の規定により評価点が同点の場合は、第2条の審査項目の⑤の点数の高い提案事業を選定するものとする。

(4) 前号の規定により評価点が同点の場合は、提案事業の申請金額に応じて、予算額を按分する。

3 平均点が30点に満たない場合は、不採択とする。

(その他)

第4条 事業を提案する者は、選考会議においてプレゼンテーションを行わなければならない。

2 選考会議は、提案事業の内容について、市担当部局に意見を求めることができる。

附 則

この基準は、平成25年4月1日より運用する。

この基準は、平成26年4月1日より運用する。

この基準は、平成29年4月1日より運用する。

この基準は、令和2年4月1日より運用する。

この基準は、令和8年4月1日より運用する。